

○議長 神谷信夫君

会議に先立ちまして、去る１１月２１日にご逝去されました、八重瀬町議会議員 故神谷秀明氏に謹んで哀悼の意を表し、故人のご冥福をお祈りし、１分間の黙祷をささげたいと存じます。皆さん、ご起立お願いします。

(黙 祷)

黙祷終わります。ご着席下さい。

ただいまから令和６年第４回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第１．議席の指定

○議長 神谷信夫君

日程第１．議席の指定を行います。

今回、当選された豊川翔平君の議席は、議会規則第３条第２項の規定により１番に指定します。

豊川翔平君から発言の申し出がありますので、これを許します。

○１番 豊川翔平君

改めまして、おはようございます。この度、補充という形で当選させていただきました八重瀬町の豊川翔平です。翔平という字も大谷翔平と同じなんですけれども、年齢は違うんですが、誕生日も一緒ということで、八重瀬町の大谷翔平と覚えていただければと思います。

僕は、まだ平成４年生まれの３２歳という若輩者になるんですけれども、多々至らぬ点もあると思いますが、皆様ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

日程第２．会議録署名議員の指名

○議長 神谷信夫君

日程第２．会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、５番知念富信議員、１番豊川翔平議員を指名します。

日程第３．会期の決定

○議長 神谷信夫君

日程第３．会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日１日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日１日間に決定しました。

日程第４．諸般の報告

○議長 神谷信夫君

日程第４．諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、例月現金出納検査結果に関する報告がありましたので、写しをお手元に配布してあります。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告をお願いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議長、休憩をお願いします。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩（１０時０２分）

再開（１０時０３分）

○議長 神谷信夫君

再開します。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

それでは諸般の報告をいたします。

１．理事会について。令和６年１２月１６日(月)に南部水道企業団大会議室にて理事会を開催しました。付議事項は、次のとおりとなっております。議案第１０号でございます。

２番、入札結果について。ナンバー１、消火栓設置工事(R６島１)。予定価格564万3,000円に對しまして、547万8,000円で落札しております。落札業者は、有限会社三工興業設備さんでございます。

続きまして、３番、南部水道企業団水道事業審議会について。

南部水道企業団水道事業審議会条例に基づき、令和６年１１月２９日に当該審議会を設置しました。本審議会では、新水道ビジョン、経営戦略及び水道料金改定について調査審議し、令和７年２月中旬頃までに答申して頂く予定でございます。

委員の皆さんは、表のとおりでございます。お目通し下さい。以上です。

○議長 神谷信夫君

これで、諸般の報告を終わります。

日程第 5. 一般質問

○議長 神谷信夫君

日程第 5. 一般質問を行います。それでは、通告書のとおり発言を許します。

4 番照屋仁士議員の発言を許します。

○4 番 照屋仁士君

それでは、一般質問の方をさせていただきたいと思います。今回の質問は、去る 10 月 16 日から 18 日にかけて所管事務調査にて得た学びをしっかりと議会質問に活かそうというものです。歴史や環境は違えど、学ぶべきは学び、その内容を共有した上で、より良い水道行政を目指していけたらとの想いですので、ご答弁の方をよろしくお願いします。一問一答でお願いします。

1. 広域合併への考え方を提言せよ。(1) 今回視察に行った八戸圏域水道企業団にて広域合併における施設負担金や水道料金の差をどう埋めたかについて質疑をしたところ、「差を埋めるのではなく、新たな負担金や料金の額を提示し、了解してもらった」という答えに驚きました。このような事例を沖縄県に研究するよう求めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。お答えをお願いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。水道広域化の形態には、用水供給事業体と受水末端事業体が統合する垂直統合及び複数の末端事業体が統合する水平統合があり、水平統合の手法の一つで、中核事業体が周辺小規模事業体を吸収統合する弱者救済型があります。今回、八戸圏域水道企業団では弱者救済型で広域化を進めているものと考えます。この水道広域の形態は国交省が公開する資料に掲載されておりますので、沖縄県も承知しているものと考えております。

○議長 神谷信夫君 4 番 照屋仁士議員。

○4 番 照屋仁士君

ここから再質問ですけれども、つまり私の質問内容については、いきなり施設ですとか、料金を統一するのではなく、まずは資本(経営母体)を統合することによって、新たに加入する自治体が同じスタート地点まで追いつくのをサポートしていく、共有する施設への負担や、新たな料金までの負担を試算しメリット、デメリットを提示し、納得した上で加入をしてもらう。

そしてその後加入自治体が追いついた同じ場所から新たな枠組みで共に歩みを進める、そういったイメージであります。

私は、そのように所管事務調査、また質疑の中で受け止めていますけれども、南水としてはどのように考えているか、お答えいただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

広域合併の手法と言いますか、それはいろいろございます。その相手方、どこと合併するのかという状況に応じて、その状況、条件の整備の仕方というのは変わってくるものだと思いますので、仮に私共が隣近所とする場合、どういう資本の状況とか、資金の状況はどうかというのも加味しながら、また、これからの整備はどういう計画になっているかというのも調査しながら、これはまた条件の整備というものはされていくものと考えております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

いまの現状では、企業長がお答えするようにどこが相手なのかと、どういう条件なのか、そういったのを慎重に判断していかないといけないと思います。

私は以前派遣されていた東部消防組合議会において、消防行政の広域化がある意味頓挫していく、そういった過程を見てまいりました。沖縄県は、離島県であり、かつこれから迎える少子高齢化と人口減少を前に、行政の広域化や効率化は待ったなしの課題であるというふうに考えています。

その一方で、市町村格差、財政力の乏しい市町村との差を誰が負担するのかという課題は、本来、国や県に役割を求めたいところです。

しかしながら、現状のいま水道行政もその現実だけが市町村に押し付けられていて話が進んでいない、そういった印象があります。これが最大の問題点ではないかというふうに広域化においては考えています。

そのような現状を打破するのに、まさに目からうろこの提案だなというふうに前者、この八戸圏域水道企業団の取り組みを考えたわけですが、企業長の見解についてどのように考えるか、お答えいただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。沖縄県の現状と、この八戸圏域との状況は大きく違うというふうに考えています。

いま八戸圏域がやったのは、企業団としての統合です。ですから、お互いに合意して統合していくという形になると思うんですけれども、ただ、沖縄県がいま進めている広域化というのは、企業局という形で吸収していったところなんです。

ですから、企業団は市町村の水道事業がお互いに合意して統合していくわけですが、沖縄県企業局という形を取っていますので、末端企業体がある意味、置き去りにされながら企業局というのが大きくなっていくという形で、ですから、八戸圏域のように企業団として大きくなるのか。企業局として大きくなるのかというところの違いが大きいところでございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

2問目の方に進みながら、そこで議論も出てくる部分もありますので、そこを進めていきたいと思いますが、いま現状で聞くと、企業長の認識については、私より厳しい認識を示しているというふうに理解をします。

2番の方に進みますが、沖縄県が広域合併を促進する立場で提案をしてほしいなというふうに思っているわけです。もちろんそれが企業局になりますけれども、そういったところでいくと、離島や市町村格差がそれを全体で負担していくのではなくて、沖縄県が主体的に負担をしていく、その差を埋めるべきだというふうに考えますが、それを求める立場にあるのかどうか、その辺りお答えいただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。沖縄21世紀ビジョンでは、離島・過疎地域の水道広域化施設の整備が計画されています。沖縄県水道施設整備基本構想広域化プランのステップ1で、離島8村の海水淡水化施設を県企業局で引き取る用水供給拡大を図った結果、当該施設に係る浄水コストが経営負担の要因の一つとなり、令和6年10月分からの供給単価値上げとなっています。

引き続き、ステップ2として、国頭村、東村、大宜味村、宜野座村及び久米島町の浄水施設を県企業局が引き取り供給単価値上げとなった場合、企業団にさらなる経営負担が想定されます。

水道広域化は、それぞれの事業体の経営基盤を安定させ事業運営の持続性や水道料金の上昇抑制などを目的としています。

用水供給拡大に伴う供給単価の値上げについては、企業団も沖縄県が主体となって負担すべきと考えています。

企業団は、県企業局の用水供給事業運営や経営にかかわる立場ではないですが、意見できる機会がある場合は、企業団の考えを述べていきたいと思います。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

答弁有難うございました。いま答弁にもあるとおり、資料も付けていただきましたが、実際にこのステップ1、離島圏を統合するにあたって、その経営コストが上がっている。上がった分を価格転嫁して末端の給水事業者負担させているわけですね、南水についても今年の10月から上がって、それによって大きな負担が将来にわたって増えていく、そのために料金改定を行おうとしているわけです。

そういった状況を防ぐのがやはり県の主体的な手法ではないか。もっと負担をすべきじゃないか。国にも救済を求めるべきは求めるべきではないかというのが私の提案です。

そういったことと併せて、先に示した手法のところを全部統一するために増えますよではなくて、

統一にあたってビジョンを示していく、皆さんの市町村は、これぐらい負担が増えます。皆さんのところは、これぐらい増えます。そういったことによって、全体で負担を共有するのではなくて、それぞれの自治体が負担を理解し、了解した上で広域化に繋がっていく、こういったことが必要ではないかというのを私はこの所管事務調査で感じたわけです。

この辺は通告もしていませんので、そのあたりについては感想ないし、具体的な答えでなくても結構ですので、こういったところを県にも手法として、先程、国交省の資料にも示されているというふうにありますので、いま発言していきたいと、求めていると答えていますが、そういうのを踏まえて企業長の見解を再度お願いしたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。議員さんの考えと少し似たようなところもございますし、ちょっと相違もあるなと思っていますけれども、水道事業自体は法律で市町村に任されているというところですので、ある意味、それぞれの水道事業体の状況に応じて水道というのは変わりますよと、あるいは料金も変わってきますと、当然、この町でかかる水道料金に関してはいくらとか、それはその地域の状況によって変わってくる。実際に浄水場がいないような事業体もございます。それだけきれいな水に恵まれている。そうではなくて、また河川からの取水で浄化に費用もかかる場所もございます。それぞれの状況によって水道料金も変わってくるというのが一般的な考え方、法律もそういうふうを考えているんだろうと思います。

そういう中で、広域化というのは元々人口減少とか、そういうもので水道事業体の収入がどんどん減っていくというこれからの状況の中で、どういうふうに経営を安定化させていくかという手法の一つとして広域化は国が推奨しているところです。

ですから、どちらかと言うと、個々の事業体がちゃんと成り立っていくように広域化というものを取り入れるべきだというふうに言っていることであって、いま沖縄県が進めている広域化というのは、どちらかと言うと、弱者を救済するという形です。

ですから、事業体としては良くならないというところもあるわけです。そういう中で、南部水道の方も全島統一ということになると、若干、悪い方向にいくんではないかという予測になっているわけです。

沖縄県の広域化というのは、最初の広域化の目的とちょっと違うんじゃないかなと私は思っています。沖縄県が離島の振興とか、離島の水道が高いからどうにかしたいということであれば、それは沖縄県が負担すべきではないかと私はそう思っております。

ですから、そういう立場で沖縄県が離島を救いたいというのであれば、これは沖縄県が負担すべきであって、いまの状況ですと、我々は企業局からの1受水体にしか過ぎませんので、向こうの経営というか、それに口出しする立場でもございませぬので、意見を申し上げても聞き取ってくれないというか、向こうとしては、私共から意見を聞いて、それを反映させないといけないという法

的な根拠は何もないですので、そういうところが大変厳しいところだなと思っています。

やはり同じように負担の仕方というのは、最終的には需要者の方が負担するわけですから、沖縄県は市町村事業体に売るわけですので、その後、料金値上げするかは市町村の状況ですという話をされますけれども、最終的にはそれぞれの水道利用者が払うということになりますので、この負担のさせ方というのは、ちょっと違うんじゃないかなというふうに私は考えております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

企業長のいまの答弁でいくと、大筋はそんなに変わらない。ただ、その手法ですとか、組織的な仕組みのところで制限があるというふうに聞き取れるところです。

先程、私は消防にて頓挫していくと、一部激しい表現ですけれども、消防のときもこの費用負担が一番大きな課題だったんですよ。そのときに大きい消防隊が1抜けた、2抜けた、そういうことが繰り返し、いまの状況になってしまった。全県統一できなかった。指令センターにおいてもまたあとから入るとか、こういうのが現実起こっているわけです。

そういうところでいくと、水道でこうならないようにまとめるべきところがちゃんと調査研究をして、負担をするか、もしくは手法を考えるか、そういったことをやっていかないと、現に南水に対する水道料金も値上げされている。あとはそちらで判断しなさいって言われたって、こちらは町民の皆さんの視点に立って考えれば、継続し得る状況を作るためにも値上げせざるを得ないわけです。

そういった末端の構成町民に負担がより少なくしていく、それを実現しつつ、また、もう一方では効率化や、行政サービスの向上のために、この広域化は必要だというふうに考えるわけです。

南部水道企業団もそれを求めて南風原町と八重瀬町で共同運営しているわけですから、南部水道企業団そのものの存在と同様というふうに考えます。

水道行政の効率化、安全安心な水の安定供給、更なるサービスの向上と維持管理のためにも、諸課題を解決し、水道行政の広域化を推進すべきというふうに私は考えますが、いまある制度の問題、課題、手法、いろいろありますけれども、それらを解決して、ぜひとも推進してほしいというふうに考えます。それについていかがお答えいただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。先程から議論のある企業局の値上げについては、ある意味、我々が直接立ち入るところではないというところではございますけれども、当然、広域化というか、それは基盤を強化するために十分必要なものと考えております。

先程の企業局の値上げについては、それはまた企業団の意見を申し上げられるところで申し上げていくことにして、また、私共、企業団としては、広域化するのであれば、どこも広域化すれば一番経営安定するのかとか、町民の利益になるのかとか、それが一番重要だと思いますので、

それをやっていくと、県が考えている全県統一というのが仮に南部水道企業団にとっていい状況ではないということで判断されるのであれば、それはやはり県が考えている県全域の統一ではなくて、我々は我々が一番組んでいいところを模索して組むべきものだと、広域化していくべきだと考えております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

南水の立場からすれば、そういうふうになると思います。一方では、私たちの県政、そして企業局を運営する運営母体の課題であるということも私も認識していますが、現状でいくと、いまステップ1でも今年の10月値上げ、ステップ2、いつになるかわかりませんが、また値上げ、ステップ3もまた値上げとなるんですね、別に南水を責めるわけではありませんよ。

でも、やはりこの手法が合っているかということに関しては、やはり求めるべきは求めていくべきだというふうに考えますし、その課題を皆さんからも私たちに情報提供していただいて、今回の所管事務、非常に有効だったなというふうに考えますので、ぜひとも一緒に取り組んでいきたいなというふうに申し上げまして、質問の方を終わりたいと思います。有難うございました。

○議長 神谷信夫君

これで一般質問を終わります。

日程第6．議案第10号

令和6年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

○議長 神谷信夫君

日程第6．議案第10号・令和6年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

1ページの方をお願いします。

議案第10号

令和6年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）第2条 令和6年度南部水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的支出、支出、1款1項営業費用20万円の補正でございます。この補正で営業費用が17億2,635万9,000円となります。1款の水道事業費用が17億7,132万8,000円となります。

令和6年12月24日提出、南部水道企業団 企業長 金城政光。以上でございます。

詳細につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長

私の方から説明させていただきます。3ページをお開き下さい。令和6年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）の実施計画書の説明を行いたいと思います。

今回の補正予算第2号は、収益的支出の第1款第1項第3目の議会費の交際費と第4目の総係費の交際費のみの補正となっております。

当該交際費は、当初予算で議長交際費5万円、企業長交際費5万円を計上しておりましたが、ご存知のとおり、神谷議員の告別式、また企業長の家族の葬儀等で新聞広告、供花代が発生したことにより、見込んでいた予算以上の費用がかかったことから、今回、各交際費に10万円を補正する内容となっております。

以上が説明となりますが、その他、資料として4ページの方に予定キャッシュ・フロー計算書、5ページ、6ページの予定貸借対照表、及び7ページの方に予定損益計算書を添付しておりますので、お目通しの方をよろしくお願いします。これで説明を終わります。ご審議の方をよろしく願います。

○議長 神谷信夫君

それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号・令和6年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、議案第10号・令和6年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により令和6年第4回南部水道企業団議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第4回南部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 神谷 信夫

署名議員（議席番号5番）知念 富信

署名議員（議席番号1番）豊川 翔平